

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

<b>事務事業名</b>	高額介護サービス費支払費用貸付事業	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	林 輝生子
		<b>担当者名</b>	白井 達治	<b>内線</b>	2432
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）</b>	高額介護サービス費支払費用貸付事業費（15-84-50-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	12 年度	<b>根拠</b>	荒川区高額介護サービス支払費用貸付条例・同	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>	条例施行規則	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	介護サービスを利用するにあたって自己負担が高額となり、その支払いが困難な者に対して、支払に要する費用を貸し付けることにより、負担軽減を図ることを目的とする。				
<b>対象者等</b>	介護保険から高額介護サービス費の支給を予定されている要介護・要支援認定者				
<b>内容</b>	<p>1 貸付限度額 高額介護サービス費相当額×90%（利子は付さない）</p> <p>2 想定事業規模等 38,700円（平成19年度予算）</p> <p>3 その他 貸付申請時にサービス提供月の領収書または請求書を提示してもらい、それに基づき貸付額を決定する。 申請から貸付まで、およそ2週間で処理する。 貸付金の償還は、高額介護サービス費の受領の権限及び貸付費用の償還に関する権限を区長に委任することにより行うことを原則とする。</p>				
<b>経過</b>	平成12年度介護保険法施行時から実施				
<b>必要性</b>	高齢化の進展に伴い、介護保険サービスの需要が増大するなか、能力に応じた負担を求める一方で、負担能力の低い者には適切な配慮を行っていく必要がある。				
<b>実施方法</b>	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
<b>予算・決算額等の推移</b>	予算額	999	464	205	92	40	40	40
	決算額（19年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	40
	人件費						854	
	【事務分担当】（%）						10	
	合計（+）	0	0	0	0	0	854	40
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）							39	
一般財源	0	0	0	0	0	854	1	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>13年度</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	事務用消耗品	0	事務用消耗品	0	事務用消耗品	0
	役務費	郵送料（通知書）	0	郵送料（通知書）	0	郵送料（通知書）	1
	貸付金	貸付金	0	貸付金	0	貸付金	39

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	貸付件数（件）	0	0	0	6		

（問題点・課題）	<p>貸付事業がサービス利用者・ケアマネジャーに十分周知されていない。                  高額介護サービス費の該当者にはサービス提供月のおよそ3ヵ月後から毎月支給していることに加え、貸付額が小額なこともあり、ニーズが少ない。初回の高額介護サービス費を支給するまでの間でも、本事業による貸付が必要かどうかについての見極めが難しい。</p>
他区の実況	（実施 18 区                      未実施 4 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
本貸付事業を高額介護サービス費受給者に周知するためチラシを作成し、窓口で配布するなどPRに努める。	本事業による貸付を必要とする方に、確実に利用していただく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	条例事業であり、一層の利用促進を検討する。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

<b>事務事業名</b>	介護保険事業計画策定事業	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	林 輝生子
		<b>担当者名</b>	村田 英明	<b>内線</b>	2436
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）</b>	介護保険事業計画策定事務費（15 - 96 - 95 - 01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	10 年度	<b>根拠法令等</b>	介護保険法第117条	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法に基づき3年を1期とする区市町村事業計画を策定する。「高齢者のだれもが、住み慣れた家庭や地域において、個人として尊重され、ときに支えられながら、自らの意思と選択に基づく自立した生活をいきいきと営むことのできる生涯健康都市を実現すること」を基本理念とする。				
<b>対象者等</b>	65歳以上の高齢者				
<b>内容</b>	<p>荒川区高齢者プランは、老人福祉法等に基づく「高齢者保健福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体として策定するものである。第三期介護保険事業計画の対象期間は、平成18年度から平成20年度までの3か年であり、平成19年度は「介護保険事業計画」改定準備の時期である。</p> <p>介護保険事業計画分野では、事業計画期間における要介護等認定者数の推計やサービス利用意向等に基づいて、給付と負担のバランスを考慮し、3年度間の事業展開を提示する。</p> <p>3年ごとに65歳以上の第1号被保険者保険料の算定を行う。</p>				
<b>経過</b>	平成 5年5月	荒川区地域福祉計画（8カ年計画） （都地域福祉計画内の市町村地域福祉計画に基づく）			
	平成12年3月	荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5カ年計画（～16年度）			
	平成15年3月	第二期荒川区高齢者プラン策定	5カ年計画（H15～H19年度）		
	平成18年3月	第三期荒川区高齢者プラン策定	3カ年計画（H18～H20年度）		
<b>必要性</b>	介護保険法117条・老人福祉法20条の8・老人保健法46条の18に定めがあるほか、3年ごとの保険料算定においてその算出根拠となるものである。				
<b>実施方法</b>	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） プランの策定は、区直営で行っているが、一般高齢者及び要介護等高齢者の生活状況調査の集計作業等は、委託している（次回は平成20年度実施）。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額		4,710			2,967			
決算額（19年度は見込み）		2,893			2,221			
人件費					6,895			
【事務分担量】（%）					80			
合計（+）	0	2,893	0	0	9,116	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	2,893	0	0	9,116	0	0	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>13年度</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役員費	調査用郵送料	331				
	委託料	高齢者実態調査委託	1,890				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	実態調査件数（件）	0	3,194	0			計画策定年度（3年度ごと）に調査実施

（問題点・課題） （指標分析）	<p>被保険者としての区民の意見を積極的に反映していく必要がある。 他自治体の介護保険事業計画との調和を図りつつ、従来から本区が積極的に取り組んできた健康づくり諸事業を踏まえ、本区の独自性を活かした計画を策定する必要がある。 的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。 策定した計画に基づき、介護サービスの基盤を着実に整備していく必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	第三期荒川区介護保険事業計画に示された介護基盤の整備を、荒川区介護保険運営協議会の意見等を反映しながら、着実に進めていく。	サービス供給基盤の計画的整備に努め、利用者の利便性向上に結びつける。
	第三期荒川区介護保険事業計画の進捗状況を、実態調査等の関連データを収集・分析することで、正確に把握していく。	的確な現状把握、需要予測に基づく給付・保険料予測を行い、第四期計画期間を視野に入れつつ、適正規模の介護サービス基盤を構築していく。
	第四期計画策定にあたって、高齢者実態調査等を通じて現状把握や需要分析を行うことにより、必要なサービス量と保険料負担を適正に見込む。	後期高齢者の増加に伴いサービス需要の増加が見込まれる中、綿密な調査・分析に基づく計画とそれに基づく事業実施を通じて、介護保険事業に対する区民の理解を得ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	区の事業展開の基本とするものであり、法に基づく必須事務事業である。

況 議 会 質 問 状 況 (要旨)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H18.1定 保険料設定における低所得者負担軽減について</li> <li>・H18.2定 制度改正に伴う実態調査について 介護・福祉に関する区の理念・基準について</li> <li>・H18.3定 施設入所者への負担軽減策について</li> <li>・H18.3定 医療制度改定による保険給付の変更や負担金の増加に伴う影響と対策について</li> <li>・H18.4定 税制改正に伴う介護保険料への影響について 低所得者の負担軽減について</li> </ul>
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

<b>事務事業名</b>	訪問介護自己負担額軽減	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	林 輝生子
		<b>担当者名</b>	加藤 美喜子	<b>内線</b>	2432
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）</b>	訪問介護自己負担額軽減費（16-10-74-1）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	12 年度	根拠	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業運営要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	20 年度	法令等		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	国による「介護保険法の円滑な実施のための特別対策」に基づき、訪問介護等を利用する低所得者のうち、障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者に対し、利用者負担の一部を助成し、保健医療の向上、福祉の増進を図ることを目的とする。				
<b>対象者等</b>	低所得者であって、介護保険法施行時に障がい者施策による訪問介護を利用していた要介護者等				
<b>内容</b>	<p>対象利用者</p> <p>1 経過措置対象者：生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む。）に属する者で、次のいずれかに該当し、かつ、平成17年度末現在において本事業の対象者である者。</p> <p>（1）要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者</p> <p>（2）法施行前1年間に高齢者及び障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者で、65歳以前の障がいを原因とした手帳の交付を受けており、障がい者ホームヘルプサービスの対象となる者</p> <p>（3）特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者</p> <p>（4）利用者負担：平成18年度3%（本来10%）、平成19年7月から1年間は6%とし、平成20年7月からは本来の10%とする。</p> <p>2 制度移行措置対象者：障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当者として定率負担額が0円となっている者で、平成18年4月1日以降に上記（1）又は（3）に該当する者。</p>				
<b>経過</b>	<p>平成12年4月 法施行時の激変緩和措置として実施開始（対象：高齢者・障がい者）。</p> <p>平成15年7月 激変緩和措置は終了。経過措置として継続（16年度末まで） 高齢者対象事業終了。</p> <p>平成20年7月 経過措置終了予定。</p>				
<b>必要性</b>	急激な変化に対応が難しい障がい者が自立した生活を営むために、経過措置は必要である。				
<b>実施方法</b>	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>受給者台帳により、利用者情報を東京都国民健康保険団体連合会に送付し、内容審査、支払事務の一部を委託（1件あたり@95円×900件＝85,500円）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		31,300	27,605	20,668	17,704	8,467	6,379	4,075
決算額（19年度は見込み）		25,882	22,959	18,107	13,243	7,573	6,118	4,075
人件費						2,586	3,416	
【事務分担量】（%）						30	40	
合計（+）		25,882	22,959	18,107	13,243	10,159	9,534	4,075
国（特定財源）		12,700	11,885	8,898	6,808	3,723	2,897	2,037
都（特定財源）		6,351	5,943	4,449	3,404	1,862	1,449	1,019
その他（特定財源）								
一般財源		6,831	5,131	4,760	3,031	4,574	5,188	1,019
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>13年度</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>
	高齢者分（千円）	16,601	14,674	8,699	5,219	391		
	障がい者分（千円）	8,292	7,733	8,237	7,388	6,510	5,689	3,960
	審査支払手数料（千円）	500	517	429	274	116	90	86



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	事務用消耗品	2	事務用消耗品	2	事務用消耗品	2
	役務費	郵送料（通知書）	12	郵送料（通知書）	15	郵送料（通知書）	27
	委託料	審査支払委託料	116	審査支払委託料	90	審査支払委託料	86
	負担金	負担金軽減費	6,901	負担金軽減費	5,689	負担金軽減費	3,960
	償還金	H16償還金	542	H17償還金	322	H18償還金	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	高齢者分（件）	1,591	125				平成16年度終了
	障がい者分（件）	1,204	1,042	1,008	900		平成20年7月終了予定

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度は、国の施策に基づくものであるが、見直し等が繰り返され、また対象者が障がい者福祉と介護保険の分野にまたがっていること等から、障がい者施策と連携して対応していく必要がある。</li> <li>・国の特別対策としての事業は平成20年7月に終了する。</li> <li>・ホームヘルプサービス利用者が制度終了後、サービス確保に支障が出ないよう検討する必要がある。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	厚生労働省通知に基づくもので、障がい者施策関連上も必要である。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

<b>事務事業名</b>	住宅改修理由書作成経費の助成	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	林 輝生子
		<b>担当者名</b>	加藤 美喜子	<b>内線</b>	2432
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）</b>	(地域支援事業) その他事業費（53 - 77 - 50 - 01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	12 年度	<b>根拠法令等</b>	介護保険法第115条	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	介護保険住宅改修費の申請に際し、住宅改修理由書を作成した介護支援専門員（ケアマネジャー）等が、その申請者に対し居宅介護支援サービス（ケアプラン作成）を行っていない場合に限り、所属する指定居宅介護支援事業者に対して1件につき2,000円の助成金を交付することを目的とする。				
<b>対象者等</b>	介護保険住宅改修費支給に係る住宅改修理由書を作成した指定居宅介護支援事業者(介護支援専門員)等				
<b>内容</b>	1 助成対象事業：介護保険住宅改修費支給に係る理由書の作成に対する助成（申請者が住宅改修費の支給を受けていることが条件であり、支給を受けていない、または結果として支給を受けられなかった住宅改修費支給申請に係る理由書は対象外） 2 助成金額：1件につき2,000円				
<b>経過</b>	平成15年4月 助成対象を居宅介護支援サービスを受けていない要介護者等に対する理由書作成のみとすることに変更 平成18年4月 地域支援事業となり福祉高齢者福祉課に予算計上（介護保険課で執行委任を受けて事業実施）。				
<b>必要性</b>	サービス計画を立てていない人の理由書を作成した場合、ケアマネジャー等に対する介護報酬がないため、利用者が依頼しづらくなる。そのため、この助成により住宅改修の円滑な実施を図る。				
<b>実施方法</b>	( 直営 一部委託 全部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額	1,200	1,528	1,096	402	160	158	120	
決算額（19年度は見込み）	608	660	196	138	100	102	120	
人件費					431	854		
【事務分担量】（%）					5	10		
合計（+）	608	660	196	138	531	956	120	
国（特定財源）	304	330	98	69	50	41	49	
都（特定財源）	152	165	49	34	25	21	24	
その他（特定財源）	152	165	49	35	456	894	47	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>13年度</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>
	助成件数（件）	304	330	98	69	50	51	60

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	理由書作成費助成	100	理由書作成費助成	102	理由書作成費助成	120

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	助成件数（件）	69	50	51	60	80	横ばいと予想される。

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定居宅介護支援事業者（介護支援専門員）等に対して、本事業の趣旨を周知する。</li> </ul>
他区の実況	（ 実施     22     区                      未実施     0     区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定居宅介護支援事業者（介護支援専門員）等に対して、本事業を周知する。</li> </ul>	助成により住宅改修を円滑に実施できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	介護保険制度を補う国の補助事業である。

議（要旨）	
-------	--



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	介護保険サービス利用者負担軽減費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	白井 達治	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	介護保険サービス利用者負担軽減費（16 10 80 1）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	利用者負担額減額制度実施要綱・補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	荒川区の要介護・要支援認定者のうち、低所得者で特に生計を営むことが困難である者に対し、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額制度事業」、都制度である「介護保険サービス提供事業者等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額制度事業」により、利用者負担を軽減することを目的とする。				
対象者等	要介護・要支援認定者で区民税非課税世帯に属し、特に生計を営むことが困難で、以下の要件をすべて満たす者 世帯の年間収入が基準収入額（一人世帯150万円、世帯構成員一人増で50万円を加える）以下 世帯の預貯金額が基準預貯金（一人世帯350万円、世帯構成員一人増で100万円を加える）以下 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しえる資産を所有していないこと 負担能力のある親族等に扶養されていないこと 介護保険料を滞納していないこと ただし、上記の要件を備えていても、次に該当する場合は対象から除外する 生活保護受給者 旧措置入所者に対する利用負担額減額・免除の該当者				
内容	1 軽減対象サービス：(1)訪問介護(2)通所介護(3)短期入所生活介護(4)指定介護老人福祉施設における施設サービス(5)夜間対応型訪問介護(6)認知症対応型通所介護(7)小規模多機能型居宅介護(8)地域密着型介護福祉施設入所者生活介護(9)介護予防訪問介護(10)介護予防通所介護(11)介護予防短期入所生活介護(12)介護予防認知症対応型通所介護(13)介護予防小規模多機能型居宅介護(14)訪問入浴介護(15)訪問看護(16)訪問リハビリテーション(17)通所リハビリテーション(18)短期入所療養介護(19)介護予防訪問入浴介護(20)介護予防訪問看護(21)介護予防訪問リハビリテーション(22)介護予防通所リハビリテーション(23)介護予防短期入所療養介護 但し、訪問介護利用負担減額認定を受けている人の「訪問介護」は軽減対象外 2 軽減制度の対象となる利用者負担：3/4 3 軽減分負担割合：・申請事業者1/2 ・国1/4 ・都1/8 ・区1/8				
経過	平成14年1月 軽減措置開始：利用者負担割合1/2 平成15年7月 制度改正により基準額等変更 平成17年10月 制度改正により基準額要件・対象サービス・負担割合変更 利用者負担割合3/4（老齢福祉年金受給者は1/2） （平成18年7月～20年6月 税制改正に伴う激変緩和を本事業に準じて実施 利用者負担割合7/8）				
必要性	低所得者に対しサービス利用料を軽減することにより、生活の安定をはかる				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	834	17,011	3,345	3,409	9,129	10,553	2,019	
決算額（19年度は見込み）	566	3,346	1,573	2,622	4,374	2,292	2,019	
人件費					1,724	3,416		
【事務分担量】（％）					20	40		
合計（+）	566	3,346	1,573	2,622	6,098	5,708	2,019	
国（特定財源）								
都（特定財源）	317	1,312	1,560	1,977	2,619	1,137	1,304	
その他（特定財源）								
一般財源	249	2,034	13	645	3,479	4,571	715	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	社会福祉法人等(千円)	222	1,160	460	1,758	2,986	1,322	1,170
	介護保険サービス提供事業者(千円)	189	995	1,108	1,203	1,166	792	819

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	郵送料（通知書）	19	郵送料（通知書）	26	郵送料（通知書）	30
	負担金	軽減補助金	4,152	軽減補助金	2,115	軽減補助金	1,989
	償還金	H16償還金	203	H17償還金	152	H18償還金	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	軽減制度申出事業者数	65	75	108	120	150	

（問題点・課題）	事業者等の申し出により軽減が実施されるため、利用者の利便が事業者の負担に直結する制度であり、事業者の理解と協力がなければなしえない事業である。
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
認定を受けた利用者に対し、利用できる施設・事業者の周知をはかり利便性を高める	身近に利用できる施設があれば、認定された意義がある
申出をする事業者の増加をはかる	利用できる施設が増えることにより、利用の選択肢が増える

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	介護保険制度を補う国・都の補助事業であり、利用者負担に直結するものである。

議会議決 （要旨）	
--------------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	認知症高齢者グループホーム整備補助	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	村田 英明	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	認知症高齢者グループホーム整備補助（15-90-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠		
終期設定	有 無	18 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	要介護者が家庭的な雰囲気の中で、専門的なスタッフ支援を受けて、自立的な生活を送り、精神的に安定した生活を通して認知症の緩和や進行を遅らせることが期待できる認知症高齢者グループホームの民間整備を促進し、認知症高齢者の福祉の増進を図る。				
対象者等	認知症高齢者グループホームを整備する法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、株式会社等）であって、介護保険法第70条第1項の指定を受けるもの				
内容	事業者の行う認知症高齢者グループホーム整備事業に要する経費の一部として、次の費用を補助する。 事業者が所有する建物の建設費及び改修費 事業者が借り上げる建物の改修費 設備費（備品費） 地域交流スペースの設置経費  17年度末で事業終了、認知症高齢者グループホームが地域密着型サービス事業所の整備補助に移行				
経過	平成14年1月 要綱を制定し、事業開始 平成16年8月 かりーの（良仁会）開設（3ユニット18名） 平成17年12月 なごみ荒川（大起エンゼルヘルプ）開設（2ユニット18名） 平成17年12月 なごみ三河島（大起エンゼルヘルプ）開設（1ユニット9名） 平成18年 4月 介護保険法改正により認知症高齢者グループホームが地域密着型サービスになる				
必要性	介護保険法改正により、地域密着型サービス事業所の整備補助事業に移行				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	45,000	45,000	30,000	45,000	55,000	55,000		
決算額（19年度は見込み）	0	0	30,000	3,600	51,400	0		
人件費					4,310	0		
【事務分担量】（%）					50	0		
合計（+）	0	0	30,000	3,600	55,710	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）			30,000	3,600	51,400			
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	4,310	0	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	かりーの(定員)				18	18		
	なごみ荒川(定員)					18		
	なごみ三河島(定員)					9		

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	グループホーム整備補助金	51,400	グループホーム整備補助金	0		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	荒川区第二期高齢者プラン	0%	27.70%				目標定員数に対する達成率
	東京都介護保険事業支援計画	0%	27.70%				目標定員数に対する達成率

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 0 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
D	D	地域密着型サービス事業所の整備補助に事業移行(06 - 03 - 23)

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	介護保険事業特別会計繰出金	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	介護保険事業特別会計繰出金(19-84-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12年度	根拠	介護保険法第124条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	一般会計から介護保険事業特別会計に繰出しを行う経費を計上する。				
対象者等	区（介護保険事業特別会計）				
内容	介護保険事業特別会計において、介護給付費に係る区の定率負担分（12.5%）、地域支援事業費に係る区の定率負担分（介護予防事業：12.5%、包括的支援事業・任意事業：20.25%）およびその他の事業に係る経費を一般会計より繰り出す。				
経過	平成18年度より地域支援事業費に係る区の負担分も一般会計より繰出し。				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	1,320,559	1,419,335	1,480,777	1,652,883	1,699,907	1,799,977	1,954,937	
決算額（19年度は見込み）	1,091,052	1,268,465	1,405,753	1,602,015	1,638,763	1,717,648	1,954,937	
人件費					862	854		
【事務分担量】（%）					10	10		
合計（+）	1,091,052	1,268,465	1,405,753	1,602,015	1,639,625	1,718,502	1,954,937	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,091,052	1,268,465	1,405,753	1,602,015	1,639,625	1,718,502	1,954,937	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	介護給付費	6,080,971	7,400,333	8,545,763	9,294,871	9,818,974	9,936,826	10,954,728
	区法定負担分繰出金（介護給付費分）	760,121	925,042	1,068,220	1,161,859	1,227,372	1,240,360	1,369,341
	地域支援事業費						177,201	222,760
	区法定負担分繰出金（地域支援事業費分）						32,506	32,601

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
繰出金	介護給付費繰出金	1,232,364	介護給付費繰出金	1,248,447	介護給付費繰出金	1,369,342	
	その他の繰出金	406,399	その他の繰出金	436,695	その他の繰出金	516,147	
			地域支援事業費繰出金	32,506	地域支援事業費繰出金	69,448	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	介護給付費（千円）	9,294,871	9,818,974	9,936,826	10,954,728		

（問題点・課題 指標分析）	介護給付費が増加するにつれて、区の法定負担分（介護給付費の12.5%）の繰出金が増加している。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
必要・適正な介護給付費の執行を図る。	介護保険財政の適正化が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	介護保険財政基盤の根幹であり、法に基づく必須事務事業である。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	要介護等認定事務	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	佐鳥 秀樹	内線	2434
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	認定事務費（51 - 25 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	11 年度	根拠	介護保険法 荒川区介護保険条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	保険給付（介護給付・予防給付）を受けるため、要介護・要支援認定を申請する被保険者に対して、適正かつ公平な要介護・要支援認定を行うことを目的とする。				
対象者等	第1号被保険者(65歳以上)及び第2号被保険者(40～64歳の医療保険加入者)で要介護等認定を申請する者				
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定の申請：保険給付を受けようとする被保険者は、要介護・要支援状態区分に該当することについて区市町村による要介護・要支援認定を受けることが必要のため、保険者に対して申請を行う</li> <li>2 訪問調査の実施：申請を受けた保険者は、調査員を派遣し、申請を行った被保険者の身体状況や日常生活の様子を調査する</li> <li>3 主治医意見書の作成依頼：申請を受けた保険者は、申請を行った被保険者の主治医に対し、医学的な所見等に関する意見書の作成を依頼する</li> <li>4 一次判定の実施：訪問調査の結果に基づき、コンピュータによる要介護・要支援状態区分の一次判定を行う</li> <li>5 二次判定の実施：医療・保健・福祉の専門家で構成される「荒川区介護認定審査会」により最終的な要介護・要支援状態区分の判定を行う</li> <li>6 二次判定結果に基づき、保険者は要介護・要支援の認定を実施し、当該被保険者に通知する</li> </ol>				
経過	<p>平成12年4月 介護保険制度開始</p> <p>平成15年4月 認定調査の調査項目を85項目から79項目へ変更</p> <p>平成16年4月 更新までの認定有効期間を最長2年間に延長</p> <p>平成18年4月 要介護・要支援状態区分の要支援を見直し（旧要介護1を要支援2と要介護1に細分化）調査項目を79項目から82項目へ変更 新規・区分変更申請の訪問調査を原則直営化</p>				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>訪問調査について、新規申請及び区分変更申請を原則として区職員が行う。 平成20年4月1日以降、上記申請についてはすべて直営とするか、都道府県が指定する市町村事務受託法人へ委託することとなるが、詳細については検討中。 更新申請の場合、民間の居宅介護支援事業者等に委託する際の委託料は4,200円、施設（病院）に入所（入院）している対象者をその施設職員が調査をおこなう時には2,415円を支払う。</p>				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	110,110	92,284	98,864	108,832	103,442	106,873	118,994
	決算額（19年度は見込み）	74,553	81,439	91,746	99,585	80,172	95,954	118,994
	人件費					103,428	102,480	
	【事務分担当】（%）					1,200	1,200	
	合計（+）	74,553	81,439	91,746	99,585	183,600	198,434	118,994
	国（特定財源）	38,865	41,719	46,191	0	0	0	0
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	35,688	39,720	45,555	99,585	183,600	198,434	118,994
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	審査件数	6,911	7,321	8,087	8,686	7,222	7,886	

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審査委員会報酬	19,482	審査委員会報酬	28,598	審査委員会報酬	37,938
	共済費	公務災害補償費負担	651	公務災害補償費負担	1,935	公務災害補償費負担	2,414
	報償費	審査会判定部会長会	470	審査会判定部会長会	350	審査会判定部会長会	560
	特別旅費	非常勤職員旅費	0	非常勤職員旅費	4	非常勤職員旅費	84
	食料費	食料費	2	食料費	4	食料費	4
	一般需用	一般需要	730	一般需要	482	一般需要	867
	役務費	役務費	34,676	役務費	40,943	役務費	49,347
	委託料	委託料	24,161	委託料	23,638	委託料	27,780

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	認定申請件数（件）	9,039	7,822	8,645	10,100		
	新任調査員研修受講者	53	71	42	80		

（問題点・課題）	<p>認定の適正化においては、調査員の調査技術の確保が非常に重要である。そのため、東京都の新任調査員研修以外に区としても新たに訪問調査に携わる調査員に対して研修を実施し、現任調査員へも定期的に研修を実施するなどして、訪問調査時の調査基準の周知徹底や調査の精度、公平性・効率性のさらなる向上を図っていく必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	訪問調査に用いる特記事項について、調査の要点を踏まえたものになるよう、より一層の工夫をしていく。また引き続き現任の調査員に対して研修を実施するほか、随時調査員の疑問に対応できる体制を確保していく。	調査内容の精度向上、平準化が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	法に基づき区が直接実施することを原則とする、サービス利用上の必須事務事業である。

議（要質問状）	H19.1定 新規に要支援者と認定される場合のサービス利用の円滑化について
---------	---------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	介護保険給付の適正化	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	岩田 小夜子	内線	2433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	給付事務費（51 - 30 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠	介護保険法 荒川区介護保険サービス事業者等	
終期設定	有 無	年度	法令等	指導及び監査実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険サービスが適切に提供され、介護給付費が適正に支払われるように事業者指導を行うことで、介護保険制度の信頼性の確保、利用者の保護、提供されるサービスの質の向上を図る。				
対象者等	介護保険サービス事業者、被保険者				
内容	<p>【給付適正化】</p> <p>報酬算定の解釈等制度に関する事業者説明会の実施 報酬の過誤請求に係る確認・是正処理 利用者からの苦情・相談対応 国保連介護給付適正化システムの活用</p> <p>【事業者の指導監督事務】</p> <p>サービス内容の適正化...適切なケアプランに基づくサービスの提供について指導・監督を行う。 介護報酬請求の適正化...介護報酬の不適正、不正な受給はないか指導・監督を行う。 地域密着型サービス事業者を始めとする事業者の育成を図る。</p>				
経過	<p>平成14年度 給付費通知発送開始（年2回）</p> <p>平成15年度 介護費用適正化に伴う伝送システムに係る経費を計上</p> <p>平成16年度 給付適正化対応非常勤職員を配置</p> <p>平成18年度 制度改正に伴い、地域密着型サービスに対する指定、指導監督権限、及び、指定居宅サービス事業者等への立入権限が区市町村に付与される。</p>				
必要性	要介護者の増加などに伴い介護サービス量の一層の増加が見込まれる中、制度の安定的な運営を確保するためには、各保険者等における介護費用や介護サービスの適正化に向けた取組が不可欠である。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>指導対象事業者の選定、文書の提出要求あるいは事業所への実地調査等による管理者・従事者との面接、文書の点検、利用者・関係者からの聞き取り、検査結果（改善指導）の事業者への通知、不正・不適正請求の返還命令</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	0	0	1,200	2,636	2,642	10,411	8,136	
決算額（19年度は見込み）	0	0	1,130	2,598	2,606	7,339	8,136	
人件費					9,481	14,091		
【事務分担量】（%）					110	165		
合計（+）	0	0	1,130	2,598	12,087	21,430	8,136	
国（特定財源）	0	0	1,124	0	0	0	0	
都（特定財源）								
その他（特定財源）			6	2,598	12,087	21,430	8,136	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	非常勤職員報酬(1名)	2,247	非常勤職員報酬(4名)	6,555	非常勤職員報酬(4名)	7,038
	共済費	公務災害補償経費	302	公務災害補償経費	712	公務災害補償経費	1,023
	特別旅費	非常勤職員旅費	1	非常勤職員旅費	2	非常勤職員旅費	6
	役務費	伝送システム回線使用	56	伝送システム回線使用	70	伝送システム回線使用	69

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	実地指導実施件数			93	70		
	集団指導実施件数			3	5		区が主催する指導、説明会等
	指導による返還金（千円）			17,260	10,000		

(問題点・課題分析)	<p>事業者に対する相談対応や事務指導、利用者に対する制度の普及啓発などを通じて介護保険給付の適正化に一層取り組むと共に、不適正・不正なサービス提供についての指導を通じて事業者の育成を図る必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
給付適正化対象事業者の絞り込み、対象事業者の給付実績の確認を行う「国保連合会介護給付適正化システム」を一層活用する。	事業者の指導監督やサービスの質の向上を含めた給付適正化を効率的・効果的に行う。
平成19年度に都道府県が策定する「介護給付適正化プログラム」に基づく適正化事業を推進する。	不適切なサービス提供を削減するとともに、第四期計画に反映させることにより制度の安定化が図られる。
区が策定する指導方針及び指導基準に基づく実地指導や集団指導を計画的に行うとともに、指導を通じて収集した事例を事業者に周知していく。	指導による事業者の育成・支援を通じて、サービスの質の確保と利用者本位の制度の維持が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	制度の適正運用上、必要不可欠な事業である。

議会議決要旨	H17.3定 適正化の事業内容、実績について H19.2定 介護サービス事業者との連携強化について、コムスン問題に対する対応策について
--------	------------------------------------------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	介護保険システム運用管理費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	介護保険システム運用管理費（51-33-50-01） 一般会計繰出金（52-72-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険システムの管理運営・保守等を行うことにより、受給者台帳管理、要支援・要介護者認定事務等を円滑に行う。				
対象者等	民間事業者（システム開発業者）				
内容	1. 介護保険システム管理運営費 介護保険システムの導入・運用・保守等に係る経費。22年度までの債務負担による5年間（18年度から22年度）の分割支払。 総額 115,327,920円（18年度：26,808,192円、19～22年度：22,129,932円/年） 2. 介護保険システム改修費 法改正等により必要になるシステム変更経費 3. 介護保険システムに係る庁内電子計算機運用管理費負担分 庁内の電子計算機運用管理費等を負担する情報システム課に、ホストコンピュータの介護保険システムに係る相当分を、運用等経費の負担分として、介護会計から一般会計に繰出し処理を行う。				
経過	平成12年 介護保険システム導入 平成18年 介護保険システムリプレイス 平成18年より管理運営費・改修費に係る経費については、業務主管課で予算計上。				
必要性	介護保険運営にかかわる膨大な情報を管理運営していくには、システム化が必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 管理運営・保守等を委託（委託費用は内容のとおり）。 委託先：㈱日立製作所				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	15,830	22,666	21,116	19,272	19,289	58,479	45,880	
決算額（19年度は見込み）	15,830	22,666	21,116	19,272	19,289	52,320	45,880	
人件費					862	854		
【事務分担量】（%）					10	10		
合計（+）	15,830	22,666	21,116	19,272	20,151	53,174	45,880	
国（特定財源）						4,977		
都（特定財源）								
その他（特定財源）	15,830	22,666	21,116	19,272	20,151	48,197	45,880	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	介護保険システム負担分	15,830	22,666	21,116	19,272	19,289	15,579	13,750
	介護保険システム管理運営費						36,741	32,130



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料			システム管理運営委託	35,831	システム管理運営委託	31,350
	賃借料			システム賃借料	910	システム賃借料	780
	繰出金	システム負担分	19,289	システム負担分	15,579	システム負担分	13,750

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	システム障害回数	2	1	0	0	0	半日以上システムダウン生じた回数

（問題点・課題）	他システム（税情報、住民記録情報等）との連携があることから、個人情報の管理に十分留意する必要がある。
実施状況	（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
システムに不具合が生じた時の迅速な連絡体制をとれるようにしておく。	事務処理の停滞を避ける。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	事業実施上必要不可欠な手段である。

議（要旨）	
-------	--



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	介護保険制度の趣旨の普及	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	中島 典子	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	趣旨普及費（51-35-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険制度の仕組み、サービス内容、諸手続き等を、広く被保険者や区民に周知する。				
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～65歳の医療保険加入者）、区民				
内容	1 介護保険小冊子の作成：介護保険周知用パンフレットの作成 2 区報特集号の作成：介護制度改正等（3年に一度。平成19年度は予定なし。） 3 荒川区ホームページの更新 4 区民説明会の開催				
経過	平成13年度 区民説明会（26回・549人）、区報特集号掲載（9/24、2/11） 平成14年度 区民説明会（24回・819人）、区報特集号掲載（11/15、3/31）、介護保険周知用パンフレット改訂版作成 平成15年度 区民説明会（14回・585人）、介護保険活用読本作成 平成16年度 区民説明会（6回・251人）、訪問介護サービス適正利用周知用パンフレット作成 平成17年度 区民説明会（36回・1745人）、区報特別記事（10/21）、区報特集号掲載（12/22、3/31） 介護保険周知用パンフレット改訂版（平成17年10月改正対応） 平成18年度 区民説明会（21回・1000人）、介護保険周知用パンフレット作成				
必要性	被保険者、区民の介護保険制度に関する理解・認識を深め、適正な制度利用を促すために必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 委託契約：特集号の印刷製本・新聞折り込み・声の区報製作・封入・配付（平成19年度予定なし）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	555	1,939	3,685	2,028	4,205	2,940	1,470	
決算額（19年度は見込み）	513	1,773	2,637	244	3,442	693	1,470	
人件費					98	2,562		
【事務分担量】（%）					30	30		
合計（+）	513	1,773	2,637	244	6,028	3,255	1,470	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	513	1,773	2,637	244	6,928	3,255	1,470	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	周知用小冊子・区報	2,813	周知用小冊子	693	周知用小冊子	1,470
	役務費	区報郵送料	17				
	委託料	区報作成委託料	612				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	介護保険説明会参加者数	251	1,745	1,000	300	300	17年度制度改正
	区報回数	0	3	0	0	0	制度改正時に特集号作成
	制度趣旨の認知度		39.6%			50.0%	高齢者生活状況調査中「サービス利用は契約に基づく」ことを知っている人の割合(3年度ごと調査)

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度は、制度発足時から頻繁に改正が行われており、被保険者及び区民の知識がすぐに古いものになってしまう。最新の情報を的確に伝えるために、パンフレット、広報誌、ホームページ等を活用して、より一層の趣旨普及を図っていく必要がある。</li> <li>・利用者の制度に関する認知度が十分でないことが、不適正なサービスなどの指摘を遅らせる一因ともなっている。</li> </ul>
他区の実況	( 実施 22 区                      未実施 0 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改正が頻繁に行われているため、迅速に情報を伝えるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の情報を迅速に伝えることにより、制度を正しく理解してもらう。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット、広報誌、ホームページ等の構成を工夫し、被保険者及び区民にわかりやすい情報提供に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度を正しく理解してもらうことにより、適切なサービス利用に繋げていく。</li> </ul>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	区において制度を適正に実施するため、必要不可欠である。

(状況)	
------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	介護保険運営協議会の運営	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	橋本 康昭	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	運営協議会費（52-26-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12年度	根拠	荒川区介護保険運営委員会設置要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険事業計画に関する事項および介護保険事業の運営に関する重要な事項について、被保険者その他の関係者の意見を取り入れる。				
対象者等	委員構成：20名以内（学識経験者（2名）、地域医療関係者（4名）、福祉関係者（5名）、被保険者代表（5名）、費用負担関係者（1名）、区議会議員（2名）、区職員（1名））				
内容	<p>介護保険事業の運営に関し、介護保険事業計画の進行管理や改定等について、区長に意見や助言等を述べる「荒川区介護保険運営協議会」を設置し、運営する。</p> <p>年2～5回開催する。期日については、適切な日程を設定し、実りある論議のため十分な情報提供や論点の整理を行う。</p> <p>第3期介護保険事業計画期間（平成18年度～平成20年度）の主な審議内容</p> <p>(1) 第四期高齢者プランの策定について                  (2) 地域密着型サービス事業者の指定について                  (3) 区民の負担能力に配慮した保険料の段階区分、料率の見直しについて                  (4) 日常生活圏域、地域包括支援センター、地域支援事業について                  (5) 介護保険制度の改正点について                  (6) 介護保険事業の充実、改善方法について</p>				
経過	平成12年度 2回開催（H12.11/14、H13.3/19） 平成13年度 2回開催（H13.9/11、H14.3/18） 平成14年度 5回開催（H14.5/23、7/25、10/25、H15.2/7、3/24） 平成15年度 2回開催（H15.9/10、H16.3/29） 平成16年度 2回開催（H16.10/19、H17.3/24） 平成17年度 4回開催（H17.8/31、12/5、H18.1/18、3/15） 平成18年度 3回開催（H18.6/13、11/14、H19.3/16）				
必要性	国の指針により、介護保険事業計画の策定や地域包括支援センター、地域密着型サービスの運営等については、学識経験者、保健医療関係者、被保険者代表者、費用負担関係者等の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事とされており、本協議会の設置は不可欠である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） ・ 介護保険事業計画の計画期間ごとに組織し、委員の任期は、計画期間の末日までとする。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	455	919	318	453	778	468	679	
決算額（19年度は見込み）	271	240	598	254	500	449	679	
人件費					3,448	1,708		
【事務分担量】（%）					40	20		
合計（+）	240	598	254	267	3,948	2,157	679	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	240	598	254	267	3,948	2,157	679	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	運営協議会開催回数（回）	2	5	2	2	5	3	4

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報償費	運営協議会委員謝礼	493	運営協議会委員謝礼	443	運営協議会委員謝礼	637
	食糧費	運営協議会賄	7	運営協議会賄	6	運営協議会賄	9
	使用料	協議会会場使用料	0	協議会会場使用料	0	協議会会場使用料	33

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	運営協議会出席率（％）	72	69	93	95	100	出席率 / 定数

（問題点・課題分析）	<p>介護保険事業計画や介護保険事業の運営に、被保険者その他の関係者の意見を取り入れ、地域に根ざした事業展開を図る。</p>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成21年～23年までの第四期介護保険事業計画の策定に際して、区内の状況、区の方針、保険料設定等について説明し、活発な議論を促していく。	地域の代表者からの声を十分に反映した計画を策定する。
区が指定する地域密着型サービスの運営状況について情報提供を行い、事業推進についての周知に関わる協力を要請する。	地域密着型サービスの浸透と同事業者の安定的な事業展開を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	国の指針に基き設置するものであり、制度の適正な運用を行う上で必要である。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	在宅介護・施設介護サービス費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	居宅介護サービス等給付費（51-50-50-01）、介護支援サービス等給付費（51-55-50-01）、施設介護サービス等給付費（51-60-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	要介護者等が介護保険サービスを受けた場合、それらに係る介護サービス等給付費を支給することを目的とする。				
対象者等	要介護・要支援認定者（施設介護サービスは要介護者のみ） 居宅介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設 東京都国民健康保険団体連合会				
内容	<p>1 給付の種類：介護保険法第40条、第52条のとおり [主な種類]訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、短期入所生活介護、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設など</p> <p>2 給付の流れ：要介護等認定者が事業者（施設）と契約を締結する ケアプランに基づき事業者等がサービスを提供 利用者は介護サービス費の1割分を事業者等に支払う（ケアプランの作成は自己負担なし） 事業者等は残りの9割分（ケアプラン作成は10割）を東京都国民健康保険団体連合会に請求 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に支払う額を区に請求 区は東京都国民健康保険団体連合会に請求額を支払う 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に請求額を支払う</p>				
経過	<p>平成15年 4月 報酬改定（2.3%：在宅0.1%、施設 4.0%）</p> <p>平成17年10月 施設サービス利用の食費・居住費自己負担化、報酬改定（2.4%：施設 4%）</p> <p>平成18年 4月 要介護状態区分の変更（6区分 7区分）、報酬改定（0.5%：在宅 1%、施設±0%）</p>				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>審査支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託 （審査件数1件あたり@95円 審査支払手数料にて歳出 事務事業 06 03 16）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	6,002,307	7,540,435	8,391,976	9,248,163	9,502,719	9,628,059	10,290,934	
決算額（19年度は見込み）	5,940,842	7,242,744	8,368,497	9,102,264	9,468,372	9,366,417	10,290,934	
人件費					2,586	2,562		
【事務分担量】（%）					30	30		
合計（+）	5,940,842	7,242,744	8,368,497	9,102,264	9,470,958	9,368,979	10,290,934	
国（特定財源）	1,519,515	1,703,818	2,122,580	2,268,943	2,357,941	2,174,300	2,355,911	
都（特定財源）	757,824	915,782	1,044,303	1,148,517	1,183,547	1,356,167	1,480,551	
その他（特定財源）	3,663,503	4,623,144	5,201,614	5,684,804	5,929,470	5,838,512	6,454,472	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	65歳以上人口（第1号被保険者数）	36,773	37,717	38,554	39,324	40,308	41,370	41,451
	要支援・要介護認定者数	4,613	5,290	5,932	6,506	6,889	6,991	7,038
	介護保険料（基準月額：円）	2,963	2,963	3,244	3,244	3,244	4,428	4,428



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	負担金補助	在宅介護サービス	5,266,935	在宅介護サービス	5,507,349	在宅介護サービス	6,294,284
	負担金補助	介護サービス計画	459,036	介護サービス計画	528,872	介護サービス計画	610,816
	負担金補助	施設介護サービス	3,742,401	施設介護サービス	3,330,196	施設介護サービス	3,385,834

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	要介護等認定者出現率（％）	16.5	17.1	16.9	16.9	17.4	要介護等認定者数 / 65歳以上人口
	重度要介護者の施設サービス利用率（％）	66.2	68.0	66.5	72.5	75	重度要介護者（要介護4・5）

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護等認定者数が増加するのに伴い、介護給付に係る費用が年々増加している。</li> <li>・サービスを利用していない被保険者からの不満が増加している。</li> <li>・特別養護老人ホームの入所待機者が多く、供給が不足している。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
介護が必要となる前の段階から、生活機能の低下を予防し、生活機能全体の向上を通じて、健康でいきいきとした生活を営むことができるよう、介護予防事業を推進する。	要介護等認定者数比率（平成20年度推計） 予防事業をしない場合            18.4% 予防事業を実施した場合        17.5%
可能な限り自宅で生活できるように在宅サービスの充実を図り、施設サービスについては、常時介護が必要な重度の要介護者に重点化し、民間事業者の誘致を含め、計画的に整備をしていく。	施設利用者のうち、重度の要介護者（要介護4・5）の占める割合    67%    75%

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	制度の根幹であり、事業規模を測る目安である。

況議 （会 要質 旨） 問 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H16.1定 介護給付費の伸び等の見直し及び地域特性に応じた抑制策と独自のサービスについて</li> <li>・H16.4定 介護給付費の伸び等の予測とその対応策について</li> <li>・H17.2定 介護度の低い人にも必要なヘルパー派遣等の打ち切りを行わないこと</li> <li>・H18.3定 軽度者への福祉用具貸与の見直しについて、施設入所者への負担軽減策について</li> </ul>
--------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	福祉用具購入費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	土田 綾子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	福祉用具購入費（51-65-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法第44・52・56条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	居宅の要介護等認定者が、入浴又は排泄の用に供する福祉用具その他厚生労働大臣が定める「特定福祉用具」を購入した場合、それらに係る福祉用具購入費を支出し、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	要介護等認定者 福祉用具給付券取扱事業者				
内容	1 対象となる福祉用具：腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具（都道府県指定特定福祉用具販売業者で購入したもの） 2 限度額：年度10万円を限度額とし、利用者はその1割を支払う。 3 給付の流れ（給付券方式）： 利用者は福祉用具購入前に区に給付券を申請 区は利用者に給付券を発行 利用者は福祉用具給付券取扱登録事業者に給付券を提示し利用者負担額を支払い、福祉用具を購入 福祉用具給付券取扱登録事業者は区に保険給付額を請求 区は福祉用具給付券取扱登録事業者に請求額を支払う 4 給付の流れ（償還払い方式）： 利用者は福祉用具購入後に区に申請 区は申請に基づき利用者に保険給付額を支払う				
経過	平成18年4月 福祉用具販売事業者指定制度導入（福祉用具販売を行うにあたり都道府県の指定が必要となる） 同 4月 移動用リフトの吊り具を購入できる対象者が要介護2以上となる（移動用リフト本体の貸与の対象者が要介護2以上であることが要件になったことに伴う）				
必要性	介護保険法により必須の事業				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 給付券方式： 給付券発行兼支給発行申請書受理 給付券及び完了届けを利用者に送付（申請日から1週間～10日以内） 利用者が福祉用具購入後、事業者の請求書と利用者の完了届を受理後、月毎に事業者に対し支払を行う。 償還払い方式： 福祉用具購入費支給申請書申請書受理 月毎にまとめて、利用者に対して支払を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	18,143	20,926	24,265	23,968	23,500	26,503	27,250	
決算額（19年度は見込み）	17,062	19,548	24,265	22,379	23,295	23,184	27,250	
人件費					7,757	5,124		
【事務分担量】（%）					90	60		
合計（+）	17,062	19,548	24,265	22,379	31,052	28,308	27,250	
国（特定財源）	4,364	4,599	5,729	5,579	5,801	5,854	6,753	
都（特定財源）	2,176	2,472	2,819	2,824	2,912	2,898	3,406	
その他（特定財源）	10,522	12,477	15,717	13,976	22,339	19,556	17,091	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	腰掛便座	249	286		287	301	304	264
	特殊尿器	6	6		3	7	4	6
	入浴補助用具	529	583		569	667	607	615
	簡易浴槽	0	0		0	0	0	1
	移動用リフトの吊り具	1	2		1	2	2	3
	要支援1						27	
	要支援2		33	45	47	46	47	
	経過的要介護						19	
	要介護1		233	239	198	255	160	
	要介護2		193	186	160	177	142	
	要介護3		128	165	142	175	189	
要介護4		93	128	132	118	141		
要介護5		36	45	49	45	37		

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	福祉用具購入費	23,295	福祉用具購入費	23,184	福祉用具購入費	27,250

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	給付券方式の申請書受理件数比率（％）	47.5	45.8	45.2	48.0	60.0	給付券方式の申請書受理件数 / 年間福祉用具支給申請受理件数
	給付券取扱取扱事業者数（件）		62	24	25	25	荒川区内で給付券取扱事業者として登録された業者数 平成18年度より都指定事業者である必要がある。
	給付券取扱取扱事業者比率（％）			92.3	100	100.0	給付券取扱事業者数 / 荒川区内部数指定福祉用具販売事業者数

（問題点・課題）	<p>平成18年度より福祉用具販売事業者指定制度が導入され、福祉用具販売を行うにあたり都道府県の指定が必要となった。今後は都道府県の指定を受けた事業者でないと、福祉用具の販売ができないが、数ある事業者の中から都道府県の指定を受けた事業者であるかどうか利用側からは分かりにくいいため、事業所の選択を行いつづら状況になっている。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事業者との連携を取りながら、福祉用具を必要とする被保険者に対し、効果的に福祉用具が提供できるよう周知方法、実施方法を検討する。	福祉用具購入に関する利用者の利便性向上が期待できる。
給付券方式の一層の利用を促進するため、荒川区内の特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売業者（東京都指定）に、給付券取り扱い事業者として登録することを勧奨する。	給付券方式は、区に登録した事業者が行うものであり、事前申請により審査を行うため購入に係るトラブルを予防することができる。 また、身近な地域での細やかなサービス提供が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	法に基づく必須業務であり、利用者サービスに直接関わるものである。

況議（会質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	住宅改修費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	加藤 美喜子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	住宅改修費（51-70-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法第45条、第57条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	居宅の要介護・要支援認定者が、厚生労働大臣が定める住宅改修を行う場合、日常生活の負担軽減をはかることを目的とする。				
対象者等	要介護・要支援認定者 住宅改修給付券取扱登録事業者				
内容	<p>1 対象となる住宅改修：手すりの取付け、床段差の解消、すべりの防止、引き戸等への取替え、洋式便座等への取替え及びこれらに付帯して必要な工事</p> <p>2 限度額：1住宅あたり20万円を限度額とし、利用者はその1割を支払う</p> <p>3 給付の流れ（給付券方式）・・・区独自事業 利用者は住宅改修工事を行う前に区に申請 区は利用者に給付券を発行 利用者は住宅改修給付券取扱登録事業者に給付券を渡し、利用者負担額を支払い住宅改修工事を開始 住宅改修給付券取扱登録事業者は工事完了後に区に保険給付額を請求 区は住宅改修給付券取扱登録事業者に請求額を支払う</p> <p>4 給付の流れ（償還払い方式） 利用者は事前に住宅改修工事を申請 利用者は住宅改修工事完了を区に届出 区は申請に基づき利用者に負担額を支払う</p>				
経過	平成13年4月 給付券方式による受領委任払いの取扱いを開始 平成18年4月 償還払い方式事前申請制度開始				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 支払方法（給付券方式）・・・区独自事業 事業者からの工事完了届出及び請求後、翌月末に事業者を支払う （償還払い方式）利用者からの工事完了届出後翌月末に区が利用者を支払う				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	69,311	69,641	71,960	73,070	79,692	80,894	95,122	
決算額（19年度は見込み）	63,317	68,541	69,202	72,483	78,569	64,029	95,122	
人件費					7,326	5,978		
【事務分担量】（%）					85	70		
合計（+）	63,317	68,541	69,202	72,483	85,895	70,007	95,122	
国（特定財源）	16,195	16,124	20,087	18,068	19,644	16,167	23,571	
都（特定財源）	8,077	8,666	9,883	9,146	10,056	8,004	11,890	
その他（特定財源）	39,045	43,751	39,232	45,269	56,195	45,836	59,661	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
手すりの取付け	442	499	495	557	650	564	571	
床段差解消	147	194	145	153	178	124	127	
滑り止めの防止	44	70	47	51	35	50	50	
引き戸等への取替え	58	76	63	74	66	53	53	
洋式便座等への取替え	75	87	89	97	96	77	78	

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	住宅改修費	78,569	住宅改修費	64,029	住宅改修費	95,122

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	住宅改修説明会参加者人数	90	90	30	70		今後参加人数を増やし、理解を深める。

（問題点・課題）	住宅改修の実施による効果をより向上させるために、利用者及び住宅改修事業者への説明会を充実させる。ケアマネジャーが十分な打合せをしない場合、利用者への効果が見込めない工事となってしまう可能性がある。
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
住宅改修説明会等を通じて、ケアマネジャーや工事請負事業者の理解を深める。	適切な住宅改修を実施することにより、より利用者の住宅環境の向上がはかれる。
標準的な住宅改修における価格設定が利用者に判りやすくなる方法を検討する。	利用者が負担軽減のため必要な改修を限度額内で判断しやすくなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	法に基づく必須業務であり、利用者サービスに直接関わるものである。

況議（要）問	議（要）問
--------	-------

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	介護報酬等審査支払手数料	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	審査支払手数料（51-75-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法第41条10項・第176条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護報酬の審査及び支払等に関する事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託し、事務の効率化を図ることを目的とする。				
対象者等	東京都国民健康保険団体連合会				
内容	<p>1 委託対象業務：審査及び支払業務</p> <p>2 給付の流れ：事業者・施設が東京都国民健康保険団体連合会に介護報酬を請求 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等からの請求明細書、ケアマネジャーからの給付管理票等を点検し不具合等がなければ、事業者等に支払う額を区に請求 区は東京都国民健康保険団体連合会に請求額を支払う 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に請求額を支払う</p>				
経過	平成16年4月 伝送システムの導入（国保連とのデータの授受）				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 年度当初に、東京都国民健康保険団体連合会との間で、審査及び支払業務の委託契約を締結する。 （平成19年度予算20,871,120円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）						
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額	14,808	16,110	18,030	19,952	16,801	18,050	20,872
決算額（19年度は見込み）	12,928	15,444	17,678	15,666	16,801	17,175	20,872
人件費					862	854	
【事務分担量】（%）					10	10	
合計（ + ）	12,928	15,444	17,678	15,666	17,663	18,029	20,872
国（特定財源）	3,307	3,633	4,526	3,905	4,184	4,336	5,172
都（特定財源）	1,649	1,953	2,227	1,977	2,100	2,147	2,609
その他（特定財源）	7,972	9,858	10,925	9,784	11,379	11,546	13,091
一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移							
事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
審査支払件数	110,304	131,777	150,834	164,974	176,850	180,787	219,696

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	審査支払手数料	16,801	17,175	審査支払手数料	17,175	審査支払手数料

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	1件あたり審査支払単価（円）	95.0	95.0	95.0	95.0		

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	事業実施上必要不可欠な手段である。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

<b>事務事業名</b>	特定入所者介護サービス費の支給	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	林 輝生子
		<b>担当者名</b>	野本 裕之	<b>内線</b>	2436
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）</b>	特定入所者介護サービス等費(51-77-50-01)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	17 年度	<b>根拠法令等</b>	介護保険法	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	要介護・要支援認定者のうち、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者であって、施設サービス等で食費・居住費に係るサービスを受けた場合、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分を特定入所者介護サービス費として支給する。				
<b>対象者等</b>	要介護・要支援認定者で、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者 居宅介護サービス事業者、介護保険施設 東京都国民健康保険団体連合会				
<b>内容</b>	<p>1 サービスの種類：介護保険施設の食費・居住費、短期入所生活介護に係る食費・滞在費</p> <p>2 給付の流れ： 要介護・要支援認定者は区に負担限度額認定の申請をする 利用者は負担限度額認定証を事業者に提示し、介護サービスを受ける 利用者は食費・居住滞在費について負担限度額認定証の額を事業者に支払う 事業者は食費・居住滞在費分の基準額と負担限度額の差額（補足給付分）を東京都国民健康保険団体連合会に請求 東京都国民健康保険団体連合会は事業者を支払う額を区に請求 区は東京都国民健康保険団体連合会に請求額を支払う 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に請求額を支払う</p>				
<b>経過</b>	平成17年10月 介護保険制度一部改正により事業新設				
<b>必要性</b>	介護保険法の規定により必須の事業				
<b>実施方法</b>	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 審査支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託 （審査件数1件あたり@95円 審査支払手数料にて歳出 事務事業 06 03 16）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）						
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額					123,668	288,311	328,225
決算額（19年度は見込み）					119,339	285,977	328,225
人件費					2,586	854	
【事務分担量】（%）					30	10	
合計（+）	0	0	0	0	121,925	286,831	328,225
国（特定財源）					29,719	58,624	65,552
都（特定財源）					14,917	49,329	56,809
その他（特定財源）					77,289	178,878	205,864
一般財源	0	0	0	0	0	0	0
<b>実績の推移</b>							
<b>事項名</b>	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
利用件数（件）					4,402	10,543	12,096

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	特定入所者介護サービス費	119,339	特定入所者介護サービス費	285,977	特定入所者介護サービス費	328,225

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	負担限度額認定証交付件数		1,076	1,189	1,350		

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	法に基く必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

議（要旨） 会質問 況状	
--------------------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	高額介護サービス費の支給	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	白井 達治	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	高額介護サービス費等（51-80-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法第176条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	要介護・要支援認定者が利用した介護サービス及び施設サービス等の費用が一定の上限額を超えた場合に、超過分を支給することによって自己負担の軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	高額介護サービス等費に該当する要介護・要支援認定者				
内容	1 自己負担上限額	生活保護の被保護者・区民税世帯非課税者の老齢福祉年金受給者...15,000円/月 区民税世帯非課税者（所得金額等が80万円以下）...15,000円/月 区民税世帯非課税者（所得金額等が80万円を超える）...24,600円/月 一般...37,200円/月			
	2 給付の流れ	サービスの提供 事業所からの請求 国保連の審査 介護保険電算システムによる該当者の抽出 該当者に申請を勧奨する。（サービス提供月のおよそ翌々月） サービス利用者の申請に基づき、区が支給決定を通知し、支給する。 2回目以降は、の申請は省略し支給決定通知のみを送付し、支給金額は登録済みの口座に振り込む。（サービス提供月のおよそ3ヵ月後）			
	3 支給方法	毎月支給処理（振込）を行う。 (1,000円未満の小額支給については保留し、1,000円以上となった時点で支給する。)			
経過	平成13年10月 高額介護サービス費支給の開始 平成15年 4月 申請時領収書確認の廃止 平成17年10月 自己負担上限額の見直し、2回目以降の申請省略				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	( 直営 一部委託 全部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 生活保護受給者分の審査・支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託。 (審査件数1件あたり@95円 審査支払手数料にて歳出 事務事業 06 03 16)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	55,243	55,940	71,859	83,957	113,312	180,815	192,325	
決算額（19年度は見込み）	46,822	55,250	71,859	83,172	112,598	180,044	192,325	
人件費					3,448	5,124		
【事務分担量】（%）					40	60		
合計（+）	46,822	55,250	71,859	83,172	116,046	185,168	192,325	
国（特定財源）	11,976	12,997	16,192	20,732	28,041	45,459	47,658	
都（特定財源）	5,973	6,986	7,966	10,495	14,075	22,506	24,041	
その他（特定財源）	28,873	35,267	47,701	51,945	73,930	117,203	120,626	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	生活保護の被保護者等（基準額15,000円）	955件	1,621件	1,940件	2,550件	3,204件	3,451件	
	区民税世帯非課税で年収80万円以下（基準額15,000円）	4,764件	5,750件	6,533件	7,381件	1,976件	10,088件	
	区民税世帯非課税で年収80万円超（基準額24,600円）					7,467件	2,797件	
	一般（基準額37,200円）	821件	1,059件	1,719件	1,735件	1,634件	1,650件	

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）		
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
	負担金	高額介護サービス費等	112,598	112,598	高額介護サービス費等	180,044	180,044	高額介護サービス費等

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	高額介護支給件数 (単位：件)	11,666	14,281	17,986	19,042		
	未申請者件数（10月支給分時点） (単位：件)	277	269	109	110		H17.10から自動申請のため減少

(問題点・課題 指標分析)	<p>○本制度を理解していないために、申請を行わない者がいることが予想される。</p> <p>○毎月支給処理を行うことにより、申請から支給までの期間が比較的短く済むことや、継続的にサービスを利用する者の負担が軽減できるといったメリットがある反面、振込毎に手数料がかかるという点や、窓口で現金払いする際の事務処理が煩雑になるなどの問題がある。</p>
他区の実況	（ 実施      22      区                      未実施      0      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
未申請のサービス利用者に対し、制度の周知に努めると共に、適宣再勧奨を行う。	すべてのサービス利用者が、十分に制度を活用することができ、不利益が生じなくなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

議会議決 要旨	
------------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	財政安定化基金拠出金	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	財政安定化基金拠出金(52-08-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法第147条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	都道府県が設置する財政安定化基金への拠出金を支出することで、保険者（区市町村）の介護保険財政が安定的に運営されることを目的とする。				
対象者等	東京都				
内容	<p>1 概要 給付の見直しを上回って生じた給付費の増や、通常の徴収努力を行ってもなお生じた保険料の未納による介護保険財政の赤字を補うための資金の交付・貸付金を都道府県が区市町村に対して行う。 ・国、都道府県、区（第1号被保険者の保険料を充当）で1/3ずつ負担する。 ・拠出率 標準給付費等の0.3/1000（平成17年度までは1/1000）</p> <p>2 拠出額 荒川区標準給付費等（H18～H20） 32,292,698,386円 （内訳） 平成18～20年度 計 9,141,084円（標準給付費等×0.03%） 運用収益見込額の影響により0.03%を下回っている 都算定 平成18年度 3,047,028円 平成19年度 3,047,028円 平成20年度 3,047,028円</p>				
経過	<p>第1期事業期間（H12～H14）拠出額 108,845,543円（拠出率：5/1000） 第2期事業期間（H15～H17）拠出額 25,766,659円（拠出率：1/1000）</p>				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 年度ごとに定められた拠出金を12月27日までに東京都に納付する。（都からの納入通知は11月初旬頃）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	36,282	36,282	8,835	8,589	8,589	3,231	3,048	
決算額（19年度は見込み）	36,282	36,282	8,589	8,589	8,589	3,047	3,048	
人件費					862	854		
【事務分担当】（%）					10	10		
合計（+）	36,282	36,282	8,589	8,589	9,451	3,901	3,048	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	36,282	36,282	8,589	8,589	9,451	3,901	3,048	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移								
事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
拠出率（%）	0.5	0.5	0.1	0.1	0.1	0.03	0.03	

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	財政安定化基金拠出金	8,589	財政安定化基金拠出金	3,047	財政安定化基金拠出金	3,048

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	財政安定化基金借入金（千円）	0	109,963	0	0	0	借入れをしない財政運営を目標とする

（問題点・課題）	<p>財政安定化基金借入の返還は次の計画期間の保険料でまかない、負担の転嫁になるため、借入を少なくしていく必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	第3期介護保険事業計画に沿った事業実施に努める。	計画期間の収支のバランスをとることにより、次期計画期間の保険料の影響を抑えることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法に基づく必須事務事業である。

議（要旨）	
-------	--



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	償還金	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	償還金（52-40-50-01） 一般会計繰出金（52-72-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠 法令等	介護給付費負担金交付要綱（国要綱）等	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護給付費に係る国庫負担金等の償還に要する経費を計上する。				
対象者等	国、東京都、区（一般会計）、社会保険診療報酬支払基金				
内容	<p>当該年度において、負担金等を実績見込額で申請し、翌年度に見込額と実績額との超過金の精算を行う。</p> <p>介護給付費に対する国・都・区・社会保険診療報酬支払基金の負担割合</p> <p>(1) 居宅給付費 国庫負担金 25%（うち財政調整交付金分 5%）、都負担金 12.5%、区負担金 12.5%、社会保険診療報酬支払基金 31%</p> <p>(2) 施設等給付費 国庫負担金 20%（うち財政調整交付金分 5%）、都負担金 17.5%、区負担金 12.5%、社会保険診療報酬支払基金 31%</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険診療報酬支払基金（第2号被保険者保険料）負担割合 32%（H15～H17） 31%（H18～H20）</li> <li>・平成18年度より、施設等給付費の負担割合について、国の負担割合が下がり、都道府県の負担割合が上がった。</li> </ul>				
必要性	前年度に受け入れた負担額の超過分について、返還義務がある。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>確定通知に基づき納付書により償還する。 償還時期：国（翌年3月末）、都（翌年1月末）、社会保険診療報酬支払基金（9月末）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額	600,000	90,000	40,000	40,000	51,286	202,042	40,000	
決算額（19年度は見込み）	164,214	56,457	12,228	15,039	51,286	202,042	123,074	
人件費					862	854		
【事務分担量】（%）					10	10		
合計（+）	164,214	56,457	12,228	15,039	52,148	202,896	123,074	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	164,214	56,457	12,228	15,039	52,148	202,896	123,074	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	国庫負担金償還	151,909	39,073	1,362	14,493	17,112	41,333	47,792
	国補助金償還							1,419
	都負担金償還	11,483	15,578	49	546	11,100	1,363	41,557
	支払基金負担分償還	0	0	0	0	12,380	34,119	9,286
	区負担分償還					10,694	125,227	23,020

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
	償還金	償還金（国・都・基金）	40,592	償還金（国・都・基金）	76,815	償還金（国・都・基金）	100,054
	繰出金	償還金（区）	10,694	償還金（区）	125,227	償還金（区）	23,020

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	償還金（国・都・基金）	15,039	40,592	76,815	100,054	40,000	既定の予算で対応出来る範囲とする

（問題点・課題）	<p>社会保険診療報酬支払基金への償還時期が9月末と早く、償還金の既定予算額（あるいは予備費も含めて）では足りない場合、予算措置をする時間がない。（補正予算を議決する前に支払をする必要がある）</p>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
償還金が多額にならないように、推計の精度向上に努める。	既定の予算で対応が可能となる。
償還に要する経費の予算措置について、予算担当部署と調整を図る。	支払時期が一番早い社会保険診療報酬支払基金に対応できれば、他の償還金に関しては、補正予算での対応が可能。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法に基づく必須事務事業である。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	予備費（介護保険事業特別会計）	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	予備費（52-88-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	予見することが困難な歳出予算の不足を補うため予備費を設ける。				
対象者等					
内容	歳出予算の不足については、補正予算を原則とするが、緊急の支出等不足の事態に対応するために予備費を計上する。				
経過	平成15年度から予備費を10,000千円として予算計上				
必要性	一般会計のように法律上の設置義務はないが、緊急に対応を必要とする場合に備えて予備費の計上は必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 予備費から直接支出するのではなく、歳出予算が不足する事業に充当し、支出する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	148,900	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
決算額（19年度は見込み）	0	0	0	2,438	3,541	9,473		
人件費					862	0		
【事務分担量】（%）					10	0		
合計（+）	0	0	0	2,438	4,403	9,473	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	0	0	0	2,438	4,403	9,473		
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予備費充用件数				1	4	2	

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	予備費	償還金	592	地域支援事業費	8,492		
		保険料還付金	1,739	保険料還付金	981		
		趣旨普及費（消耗品）	1,150				
		課事務費（報償費）	60				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	予備費執行率（％）	24.4	35.4	94.7			執行額 / 当初予算額

（問題点・課題）	不測の事態に対応するために予備費は必要であるが、年度によって必要な額が大きく変動する。
他区の実況	（実施 18 区                      未実施 4 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
予備費の執行額の変動は、介護給付費負担金の超過受入額の返還金による大きいので、年度ごとの変動が大きくなるように一層の精査に努める。	安定した執行状況が可能になる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	区財政上の必要事務である。

議（要旨）	会 質 問 状
-------	------------------

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	介護給付費準備基金積立金	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	介護給付費準備基金積立金（52-26-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	荒川区介護保険給付準備基金条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険事業の財政運営を安定的に行えるよう、事業運営のなかで生じた余剰金を適切に管理するための基金（「介護保険給付準備基金」）を設置し、当該余剰金を積み立てる。				
対象者等					
内容	<p>介護保険の第1号保険料は、3ヵ年を1期として基準額を設定するため、第1号保険料の余剰金を基金に積み立て、必要に応じてこれを取り崩し介護給付費の支払費用に充てることで、介護保険事業の財政収支の安定化を図る。</p> <p>第3期は税制改正に伴う激変緩和措置により、保険料を3年間で引き上げるため余剰金の出方が異なることが推測される。</p>				
経過	<p>平成12年4月 介護保険給付準備基金を設置 平成17年度 介護保険給付準備基金を全額取り崩し</p>				
必要性	徴収予定保険料の不足が生じた場合等に備えるために、基金への積み立ては必要である。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>徴収した保険料のうち保険料充当分（介護給付費・地域支援事業費の19%[18～20年度]、財政安定化基金拠出金、財政安定化基金償還金）を超える余剰分および介護保険給付準備基金の運用利息を積み立てる。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	174,426	5,830	52,218	496	413	13,087	11,226	
決算額（19年度は見込み）	150,075	14	135	415	122	13,087	109,995	
人件費					862	0		
【事務分担量】（%）					10	0		
合計（+）	150,075	14	135	415	984	13,087	109,995	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	150,075	14	135	415	984	13,087	109,995	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	介護保険給付準備基金残高	603,660	493,120	411,749	225,858	0	13,087	123,082

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	積立金	基金積立金利子	122	基金積立金	13,087	基金積立金	11,226

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	介護保険給付準備基金残高	225,858	0	13,087	123,082	150,000	1か月分の給付費（約8億円）に対する保険料負担割合（19%）相当分

（問題点・課題）	一定程度の基金残高がないと、徴収予定保険料に不足が生じた場合、今後の財政運営に影響が出るおそれがある。
他区の実況	（実施 19 区                      未実施 3 区） 3区は介護保険給付準備金残高無し(H17末現在)

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
介護保険事業計画に沿った事業実施に努めるとともに、保険料収納率の向上を図る。	保険料の余剰分を介護保険給付準備基金に積み立てておくことで、保険料の不足が生じたときに備えることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	介護財政運用上必要な手段である。

議（要旨）	
-------	--



# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	地域密着型サービス事業所の整備補助	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	橋本 康昭	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	地域密着型サービス拠点等整備費補助事業費（16-72-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	介護保険法、荒川区地域密着型サービス事業者の指定等に関する規則、整備費補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内		区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	事業者が第三期荒川区高齢者プランに基づき、地域密着型サービス拠点等を整備するにあたり、経費の一部を補助することにより、居宅サービスの充実と高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	荒川区の整備計画に定める日常生活圏域単位で新たに整備が必要と認められる地域密着型サービス拠点等施設を整備しようとする事業者				
内容	<p>認知症や独居者の増加等が予想されることを踏まえ、高齢者が要介護状態になっても出来る限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結する新たなサービス類型である「地域密着型サービス」の整備補助を行う。補助の対象は、以下の施設の建設費又は改修費、備品費等であって、第三期荒川区介護保険計画に適合したものとする。</p> <p>夜間対応型訪問介護                  （介護予防）認知症対応型通所介護                  （介護予防）小規模多機能型居宅介護                  （介護予防）認知症対応型共同生活介護</p> <p>補助金の財源は、区への間接補助である国の「地域介護・福祉空間整備等交付金」と都の「グループホーム補助金」である。</p>				
経過	平成18年4月 介護保険法改正 「地域密着型サービス」の創設 平成18年9月 補助金交付要綱制定				
必要性	計画期間（18～20年度）内での整備目標数達成に向けて、補助金を活用して参入を促進する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 「地域介護・福祉空間整備等交付金」・「都補助金」申請 交付決定 事業者への補助実施				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額						35,000	70,000	
決算額（19年度は見込み）						35,000	70,000	
人件費						3,416		
【事務分担当量】（%）						40		
合計（+）	0	0	0	0	0	38,416	70,000	
国（特定財源）						35,000	70,000	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	3,416	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	夜間対応型訪問介護 補助金交付（件）						1	
	認知症対応型通所介護補助金交付（件）						0	
	小規模多機能型居宅介護補助金交付（件）						1	2
	認知症対応型共同生活介護補助金交付（件）						0	2

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金			地域密着型サービス補助金	35,000	地域密着型サービス補助金	70,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	夜間対応型訪問介護（件）			1		2	目標値...第三期高齢者プラン
	（介護予防）認知症対応型通所介護（件）			2		2	目標値...第三期高齢者プラン
	（介護予防）小規模多機能型居宅介護（件）			2	2	5	目標値...第三期高齢者プラン
	（介護予防）認知症対応型共同生活介護（ユニット）			1	2	4	目標値...第三期高齢者プラン

（問題点・課題）	<p>日常生活圏域ごとの地域の特徴や高齢者人口の動向、必要な整備量などを考慮して、バランスのとれた整備がなされるよう配慮する必要がある。</p> <p>地域密着型サービス事業所は小規模であるために高コスト、非効率なサービス提供となりやすいことが懸念される。このため、各事業者間の連絡調整を密にして効率的な事業展開を支援していく必要がある。</p> <p>本事業にかかる国及び都の補助制度の新設・改正に留意し、改正内容や対象事業所の把握、区の執行の可否等を速やかに判断する。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
計画規模の整備を進め、適正な補助事業を実施していく。また、指定にあたっては介護保険運営協議会の意見を聴取し、地域のニーズを十分に反映させる。	各日常生活圏域ごとに必要なサービス提供基盤が整備される。
第四期計画策定に向けて、計画規模の達成状況等を勘案した上で補助事業のあり方等について検討する。	より効果的な補助事業を実施することにより、地域密着型サービス事業者の参入を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	計画的に整備を行うために重要な財政的手段であり、財源は国と都からの補助金である。

議会議決要旨	H18.3定 認知症高齢者のグループホームや高齢者住宅のきめ細かい設置について
--------	-----------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	財政安定化基金償還金	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	財政安定化基金償還金(52-16-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法第147条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等により、介護保険財政における財政収支が不均衡にならないように、都道府県が設置する財政安定化基金から借入を行うことで、保険者（区市町村）の介護保険財政が安定的に運営されることを目的とする。				
対象者等	東京都				
内容	<p>1 概要 給付の見通しを上回って生じた給付費の増や、通常の徴収努力を行ってもなお生じた保険料の未納による介護保険財政の赤字を補うための資金の交付・貸付金（無利子）を都道府県が区市町村に対して行う。貸付を受けた保険者は、次の事業期間（3年間）で各年度1/3ずつ償還する。 ・交付金：事業期間の最終年度（3年目）に保険料不足額等の1/2が交付される。 ・貸付金：事業期間中に必要に応じて借入を行うことができ、収支不足額（対象費用額 - 対象収入額 - 交付金等）の1.1倍まで。</p> <p>2 償還額 109,963,000円 （内訳） 平成18年度 36,655,000円 平成19年度 36,654,000円 平成20年度 36,654,000円</p>				
経過	<p>第1期事業期間（H12～H14）借入額 0円 第2期事業期間（H15～H17）借入額 109,963,000円</p>				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 年度ごとの償還金を12月27日までに東京都に償還する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額						36,655	36,654	
決算額（19年度は見込み）						36,655	36,654	
人件費						854		
【事務分担当】（%）						10		
合計（+）	0	0	0	0	0	37,509	36,654	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）						37,509	36,654	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移								
事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
財政安定化基金借入額	0	0	0	0	109,963	0	0	

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	償還金			財政安定化基金償還金	36,655	財政安定化基金償還金	36,654

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	財政安定化基金借入金（千円）	0	109,963	0	0	0	借入れをしない財政運営を目標とする

（問題点・課題）	<p>財政安定化基金借入の償還は次の計画期間の保険料でまかない、負担の転嫁になるため、借入を少なくしていく必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 4 区                      未実施 18 区 ）</p> <p>第2期事業計画期間において財政安定化基金を借入した区（4区）</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	介護保険事業計画に沿った事業実施に努める。	計画期間の収支のバランスをとることにより、次期計画期間の保険料の影響を抑えることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	C	第二期介護保険事業計画期間中の借入れに対する必須の事業である。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

<b>事務事業名</b>	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業費	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	林 輝生子
		<b>担当者名</b>	加藤 美喜子	<b>内線</b>	2432
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）</b>	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業費（16-10-78-1）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	18 年度	<b>根拠</b>	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業	
<b>終期設定</b>	有 無	20 年度	<b>法令等</b>	実施要綱	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	「障害者自立支援法」の施行に伴い、区が行っている、ホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置を利用していた低所得者が、介護保険法の規定による保険給付の対象者として移行し、ホームヘルプサービスを利用する場合に保険給付の利用者負担の一部を助成し、保険医療の向上及び、福祉の増進を図ることを目的とする。				
<b>対象者等</b>	低所得者であって、障害者自立支援法施行後に障害者自立支援法による訪問介護を利用していた要介護者等				
<b>内容</b>	利用対象者：次の各号に掲げる要件をいずれも満たすもの 1 生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯に属するものを除く。）に属する者で、次のいずれかに該当し、かつ、平成18年度4月1日以降において本事業の対象者になった者。 （1）要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者 （2）特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者で、その日前1年の間に、障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者 2 7月から12月にあつては前年の、1月から6月にあつてはその前々年の所得により、生計中心者が所得税法の規定による課税がされていない者。 ○利用者負担：平成18年度3%（本来10%）。				
<b>経過</b>	平成18年4月 障害者自立支援法の施行に伴い区が、激変緩和措置として実施。 （平成18年9月8日要綱決定） 平成21年3月31日 事業終了予定。				
<b>必要性</b>	急激な変化に対応が難しい障がい者が自立した生活を営むために、激変緩和措置は必要である。				
<b>実施方法</b>	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額								947
決算額（19年度は見込み）								947
人件費							1,708	
【事務分担量】（%）							20	
合計（+）		0	0	0	0	0	1,708	947
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源							1,708	947
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>13年度</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>
	移行利用者負担軽減費（千円）						0	930

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
				事務用消耗品		事務用消耗品	1
				郵送料（通知書）		郵送料（通知書）	16
				審査支払委託料		負担金軽減費	930

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	助成件数（件）				150		平成20年度終了

（問題点・課題）	・本制度は、対象者が障がい者福祉と介護保険の分野にまたがっていること等から、一般的に周知されにくい状況がある。区の施策に着実に反映させ、実施していくことが重要である。
他区の実況	（実施 5 区                      未実施 17 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
利用対象者に対する本制度の周知方法を検討する。	高齢者及び障がい者の福祉の増進を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	C	障がい者関連施策上必要な手段である。

議会議決要旨	
--------	--